

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101160号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100176号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年4月1日から平成7年1月1日まで
② 平成7年1月20日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。国の記録では、平成7年1月1日から同年1月20日まで加入しているが、平成6年春頃には入社し、前後の期間にも勤めていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、平成7年1月1日から同年1月20日までA社で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、請求者は、正月に入社することは考え難く、当該期間前後の期間にも勤務したと主張している。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致しており、同社は、請求期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を既に廃棄しているため、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないと回答している。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、請求期間①及び②に同社が加入していたB国民健康保険組合は、請求者に係る加入記録は該当がない旨回答していることから、請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、請求者は、A社に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、同社で厚生年金保険の加入記録がある者への照会は希望していないことから、請求者の勤務及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101161号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100177号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社C工場)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年1月10日から同年2月1日まで

平成元年1月10日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年2月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社C工場を吸収合併したD社の回答及び同社が保有する管理台帳の記録から、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社は、請求期間に係る就業規則等を保管していないため、当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて不明であるとしている上、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の関連資料もない旨回答しており、請求者も給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、請求期間の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる18人について、雇用保険の資格取得年月日を確認したところ、15人が請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得年月日より前に雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、当該事業所は、請求期間当時、勤務する従業員について必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記18人に文書照会を行い、11人から回答を得たものの、そのうち厚生年金保険被保険者資格の取得年月日より前に雇用保険の資格を取得している者からは、給与明細書の提出はなく、A社における入社時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する市役所の担当者は、課税資料の保存期限は7年である旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除につい

て確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。